

当面の本市の取り組みについて

本部長

宮城県による営業時間短縮の協力要請の終了を受け、本市においても、県による特措法第24条9項に基づく要請等の市民、事業者への周知・呼び掛け等を行う。

1 市民、事業者への周知、呼び掛けの強化

県の要請を受け、市民、事業者への周知、呼び掛け等を強化・継続

- ・ 緊急事態宣言の対象区域への不要不急の移動の自粛要請の周知
- ・ 緊急事態宣言の対象区域以外への移動については、現地の感染状況を踏まえ、慎重に判断するように周知
- ・ 飲酒を伴う会食などにおける大人数や長時間および飲食の自粛及び会話の際のマスク着用などの基本的な感染予防対策の徹底を呼び掛け
- ・ 接待を伴う飲食店及びその他酒類の提供を行う飲食店への感染拡大予防ガイドラインを踏まえた取組の徹底を呼び掛け

2 営業時間短縮要請の協力金の支給

第3期の営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者への協力金の円滑な支給に向けた準備と、手続き等の丁寧な周知の実施